

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会事務処理要領の改正概要

1 改正の趣旨

ア 岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会の調査審議対象となる県営建設工事について、現規程と実際に運用している調査審議対象工事の定義との整合性がとれていなかったことから、改正するものである。

入札方式	現規程	改正内容
一般競争入札 (WTO)	原則、調査審議の対象外。	調査審議の対象とする。
条件付一般競争 入札	原則、競争入札審議会に付さないものは調査審議の対象外。 ※震災特例で本庁及び沿岸部の振興局では競争入札審議会での審議を省略できることとしているもの	設計額が 250 万円を超える県営建設工事は全て調査審議の対象とする。
随意契約	【知事部局等】 原則、設計額 250 万円を超える工事のうち、入札担当課等の長へ合議のあったものが調査審議対象。 ※地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号 (不落随契)、第 9 号 (落札者が契約しない) は調査審議対象外。 【医療局、企業局】 原則、設計額 250 万円を超える工事は全て調査審議対象。	同上。

イ その他所要の整備

別紙様式について、現規程と実際に運用している様式が異なっていることから改正するものである。

2 改正の内容

別添新旧対照表 (資料 No. 1) のとおり。

3 施行時期

平成 30 年 10 月 9 日から施行する。

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会事務処理要領の一部改正に係る新旧対照表

現	行	改	正	後
<p>岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会事務処理要領</p> <p>〔沿革〕平成15年7月31日制定、平成19年9月20日一部改正</p> <p>(目的)</p> <p>第1 この要領は、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例（平成15年岩手県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1項各号に規定する岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会（以下「委員会」という。）の所掌に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象県営建設工事)</p> <p>第2 条例第2条第1項の規定により、委員会が調査審議の対象とする県営建設工事は、原則として、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 県営建設工事の請負契約に係る条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和56年岩手県告示第412号）第14条に規定する競争入札審議会及び第15条に規定する地方競争入札審議会に付したもののうち、設計金額250万円を超えるもの。</u></p> <p><u>(2) 県営建設工事の請負契約に係る競争入札実施要綱（平成19年6月6日付け総務第232号）第3の規定により工事の施工伺いの合議を行った随意契約に係るもの。</u></p> <p><u>(3) 医療局又は企業局が執行する県営建設工事で競争入札に付したもののうち設計金額250万円を超えるもの及び随意契約を行ったもののうち設計金額250万円を超えるもの。</u></p> <p>(所掌に関する調査審議)</p> <p>第3 条例第2条第1項各号に規定する所掌に関する調査審議は、原則として、次により行うものとする</p>		<p>岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会事務処理要領</p> <p>〔沿革〕平成15年7月31日制定、平成19年9月20日一部改正、<u>平成30年 月 日一部改正</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1 この要領は、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例（平成15年岩手県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1項各号に規定する岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会（以下「委員会」という。）の所掌に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(対象県営建設工事)</p> <p>第2 条例第2条第1項の規程により、委員会が調査審議の対象とする県営建設工事は、原則として、<u>設計額が250万円を超える工事</u>とする。</p> <p>(所掌に関する調査審議)</p> <p>第3 条例第2条第1項各号に規定する所掌に関する調査審議は、原則として、次により行うものとする</p>		

現 行	改 正 後
<p>る。</p> <p>(1) 定例会議の前々月以前4か月間における県営建設工事の入札及び契約に関する制度の運用状況について、別紙様式第1号発注工事総括表、別紙様式第2号入札方式別発注工事一覧表、別紙様式第3号指名停止等措置状況一覧表及びその必要な資料により知事から報告を受け、調査審議する。</p> <p>(2) 別紙様式第2号入札方式別発注工事一覧表のうちから委員会が抽出した県営建設工事に関し、一般競争入札参加資格の設定方法、指名競争入札に係る指名選定方法又は随意契約に係る契約の相手方の選定方法について、様式第4号抽出事案説明書その他必要な資料により知事から報告を受け、調査審議する。</p> <p>(3) 入札制度改善等検討委員会規程(平成12年岩手県訓令第22号)第5条第3項の規定により、入札制度改善等検討委員会において決定した入札及び契約に関する制度の改善について、必要な資料により知事から報告を受け、調査審議する。</p> <p>(4) 一般競争入札若しくは条件付一般競争入札において入札参加資格がないと認められた者に対する説明又は指名競争入札において指名されなかった者若しくは随意契約において契約の相手方として選定されなかった者に対する県の説明に係る苦情の申立てについて、必要な書類を添えて知事から依頼を受け、調査審議する。</p> <p>(5) 談合等不正行為に関する県の調査結果について、必要な書類を添えて知事から依頼を受け、調査審議する。</p>	<p>る。</p> <p>(1) 定例会議の前々月以前4か月間における県営建設工事の入札及び契約に関する制度の運用状況について、別紙様式第1号発注工事総括表、別紙様式第2号入札方式別発注工事一覧表、別紙様式第3号指名停止等措置状況一覧表及びその必要な資料により知事から報告を受け、調査審議する。</p> <p>(2) 別紙様式第2号入札方式別発注工事一覧表のうちから委員会が抽出した県営建設工事に関し、一般競争入札参加資格の設定方法、指名競争入札に係る指名選定方法又は随意契約に係る契約の相手方の選定方法について、様式第4号抽出事案説明書その他必要な資料により知事から報告を受け、調査審議する。</p> <p>(3) 入札制度改善等検討委員会規程(平成12年岩手県訓令第22号)第5条第3項の規定により、入札制度改善等検討委員会において決定した入札及び契約に関する制度の改善について、必要な資料により知事から報告を受け、調査審議する。</p> <p>(4) 一般競争入札若しくは条件付一般競争入札において入札参加資格がないと認められた者に対する説明又は指名競争入札において指名されなかった者若しくは随意契約において契約の相手方として選定されなかった者に対する県の説明に係る苦情の申立てについて、必要な書類を添えて知事から依頼を受け、調査審議する。</p> <p>(5) 談合等不正行為に関する県の調査結果について、必要な書類を添えて知事から依頼を受け、調査審議する。</p>
<p>(審議対象となる県営建設工事の抽出)</p> <p>第4 第3(2)に規定する審議の対象となる県営建設工事の抽出は、別紙様式第2号入札方式別発注工事一覧表の中から、あらかじめ委員長が指名した委員が抽出を行うものとする。</p> <p>2 抽出を行う委員の指名は、委員長を除く委員の50音順による輪番制とする。</p>	<p>(審議対象となる県営建設工事の抽出)</p> <p>第4 第3(2)に規定する審議の対象となる県営建設工事の抽出は、別紙様式第2号入札方式別発注工事一覧表の中から、あらかじめ委員長が指名した委員が抽出を行うものとする。</p> <p>2 抽出を行う委員の指名は、委員長を除く委員の50音順による輪番制とする。</p>

現 行	改 正 後
<p>3 抽出は、定例会議開催の2週間前までに行うものとする。</p> <p>4 抽出件数は、入札方式の区分ごとに、概ね、一般競争入札方式及び条件付一般競争方式（予定価格1億円以上）から2件、条件付一般競争方式（予定価格1億円未満）及び指名競争入札方式から2件、随意契約方式から1件を目安とする。ただし、対象期間内に発注がない区分については、この限りではない。</p> <p>5 抽出を行った委員は、当該事案の調査審議に入る前に抽出結果を委員会に報告するものとする。</p> <p>（調査審議の方法）</p> <p>第5 第3に規定する調査審議の依頼を受けたときは、委員会は、速やかにその事案を調査審議しなければならない。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、関係者の説明を聴き、又は関係書類の提出を求めるものとする。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、調査の一部を委員に命じて行わせることができる。</p> <p>3 委員長は、当該調査審議を終えたときは、意見書を作成し、速やかに知事に提出するものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成15年7月31日から施行する。</p> <p>附 則 この要領は、平成15年7月31日から施行する。</p>	<p>3 抽出は、定例会議開催の3週間前までに行うものとする。</p> <p>4 抽出件数は、入札方式の区分ごとに、概ね、一般競争入札方式及び条件付一般競争方式（予定価格1億円以上）から2件、条件付一般競争方式（予定価格1億円未満）及び指名競争入札方式から2件、随意契約方式から1件を目安とする。ただし、対象期間内に発注がない区分については、この限りではない。</p> <p>5 抽出を行った委員は、当該事案の調査審議に入る前に抽出結果を委員会に報告するものとする。</p> <p>（調査審議の方法）</p> <p>第5 第3に規定する調査審議の依頼を受けたときは、委員会は、速やかにその事案を調査審議しなければならない。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、関係者の説明を聴き、又は関係書類の提出を求めるものとする。</p> <p>2 委員長は、必要があると認めるときは、調査の一部を委員に命じて行わせることができる。</p> <p>3 委員長は、当該調査審議を終えたときは、意見書を作成し、速やかに知事に提出するものとする。</p> <p>附 則 この要領は、平成15年7月31日から施行する。</p> <p>附 則 改正後の要領は、平成19年9月20日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>改正後の要領は、平成30年 月 日から施行する。</u></p>
備 考	改正部分は、下線部分である。

改正前		改正後	
別紙様式第1号	発注工事総括表 (期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日)	別紙様式第1号	発注工事総括表 (期間 年 月 日 ~ 年 月 日)
入札方式	件数	入札方式	件数
<u>総件数</u>	件	<u>総件数</u>	<u>当初契約額 (税込) (千円)</u> 件数
(内訳)		(内訳)	<u>当初契約額 (税込) (千円)</u> 件数
(1) 一般競争入札	件	(1) 一般競争入札	
(2) 条件付一般競争入札	件	(2) 条件付一般競争入札	
(3) 指名競争入札	件	(3) 指名競争入札	
(4) <u>随意契約方式</u>	件	(4) 随意契約	

(注) 設計金額 250万円以下のものは含まない。

(注) 設計額 250万円以下のものは含まない。

備考

改正部分は、下線部分である。

改正前

別紙様式第2号

入札方式別発注工事一覧表

(一般競争入札方式)

工事名	工事種別	契約金額 (単位:千円)	請負業者	(期間) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	備考

(条件付一般競争入札方式)

工事名	工事種別	契約金額 (単位:千円)	請負業者	(期間) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	備考

(指名競争入札方式)

工事名	工事種別	契約金額 (単位:千円)	請負業者	(期間) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	備考

(随意契約方式)

工事名	工事種別	契約金額 (単位:千円)	請負業者	(期間) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日	備考

(注) 設計金額 250 万円以下のものは含まない。

備考

改正部分は、下線部分である。

改正後

別紙様式第2号

入札方式別発注工事一覧表

一般競争入札

工事名	工種・等級	予定価格 (税抜)(円)	当初契約額 (税抜)(円)	落札率	契約の相手方	応札者数	総合評価	年 月 日 ~ 年 月 日	工事担当	備考

条件付一般競争入札

工事名	工種・等級	予定価格 (税抜)(円)	当初契約額 (税抜)(円)	落札率	契約の相手方	応札者数	総合評価	年 月 日 ~ 年 月 日	工事担当	備考

指名競争入札

工事名	工種・等級	予定価格 (税抜)(円)	当初契約額 (税抜)(円)	落札率	契約の相手方	応札者数	総合評価	年 月 日 ~ 年 月 日	工事担当	備考

随意契約

工事名	工種・等級	予定価格 (税抜)(円)	当初契約額 (税抜)(円)	落札率	契約の相手方	随意契約理由	見積者数	年 月 日 ~ 年 月 日	工事担当	備考

(注) 設計金額 250 万円以下のものは含まない。

岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会事務処理要領

〔沿革〕平成15年7月31日制定、平成19年9月20日一部改正、平成30年 月 日一部改正

(目的)

第1 この要領は、岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会条例（平成15年岩手県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1項各号に規定する岩手県県営建設工事入札契約適正化委員会（以下「委員会」という。）の所掌に係る事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(対象県営建設工事)

第2 条例第2条第1項の規程により、委員会が調査審議の対象とする県営建設工事は、原則として、設計額が250万円を超える工事とする。

(所掌に関する調査審議)

第3 条例第2条第1項各号に規定する所掌に関する調査審議は、原則として、次により行うものとする。

- (1) 定例会議の前々月以前4か月間における県営建設工事の入札及び契約に関する制度の運用状況について、別紙様式第1号発注工事総括表、別紙様式第2号入札方式別発注工事一覧表、別紙様式第3号指名停止等措置状況一覧表及びその必要な資料により知事から報告を受け、調査審議する。
- (2) 別紙様式第2号入札方式別発注工事一覧表のうちから委員会が抽出した県営建設工事に関し、一般競争入札参加資格の設定方法、指名競争入札に係る指名選定方法又は随意契約に係る契約の相手方の選定方法について、様式第4号抽出事案説明書その他必要な資料により知事から報告を受け、調査審議する。
- (3) 入札制度改善等検討委員会規程（平成12年岩手県訓令第22号）第5条第3項の規定により、入札制度改善等検討委員会において決定した入札及び契約に関する制度の改善について、必要な資料により知事から報告を受け、調査審議する。
- (4) 一般競争入札若しくは条件付一般競争入札において入札参加資格がないと認められた者に対する説明又は指名競争入札において指名されなかった者若しくは随意契約において契約の相手方として選定されなかった者に対する県の説明に係る苦情の申立てについて、必要な書類を添えて知事から依頼を受け、調査審議する。
- (5) 談合等不正行為に関する県の調査結果について、必要な書類を添えて知事から依頼を受け、調査審議する。

(審議対象となる県営建設工事の抽出)

第4 第3(2)に規定する審議の対象となる県営建設工事の抽出は、別紙様式第2号入札

方式別発注工事一覧表の中から、あらかじめ委員長が指名した委員が抽出を行うものとする。

- 2 抽出を行う委員の指名は、委員長を除く委員の 50 音順による輪番制とする。
- 3 抽出は、定例会議開催の 2 週間前までに行うものとする。
- 4 抽出件数は、入札方式の区分ごとに、概ね、一般競争入札方式及び条件付一般競争方式（予定価格 1 億円以上）から 2 件、条件付一般競争方式（予定価格 1 億円未満）及び指名競争入札方式から 2 件、随意契約方式から 1 件を目安とする。ただし、対象期間内に発注がない区分については、この限りではない。
- 5 抽出を行った委員は、当該事案の調査審議に入る前に抽出結果を委員会に報告するものとする。

（調査審議の方法）

第 5 第 3 に規定する調査審議の依頼を受けたときは、委員会は、速やかにその事案を調査審議しなければならない。この場合において、委員会は、必要があると認めるときは、関係者の説明を聴き、又は関係書類の提出を求めるものとする。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、調査の一部を委員に命じて行わせることができる。
- 3 委員長は、当該調査審議を終えたときは、意見書を作成し、速やかに知事に提出するものとする。

附 則

この要領は、平成 17 年 7 月 31 日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成 19 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

改正後の要領は、平成 30 年 月 日から施行する。

発注工事総括表

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

入札方式	件数	当初契約額 (税込) (千円)	(備考) 前年同期	
			件数	当初契約額 (税込) (千円)
<u>総 数</u>				
(内訳)				
(1) 一般競争入札				
(2) 条件付一般競争入札				
(3) 指名競争入札				
(4) 随意契約				

(注) 設計額 250 万円以下のものは含まない。

別紙様式第2号

入札方式別発注工事一覧表

一般競争入札

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

工事名	工種 ・等級	予定価格 (税抜) (円)	当初契約額 (税抜) (円)	落札 率	契約の 相手方	応札 者数	総合 評価	工事 担当	備考

条件付一般競争入札

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

工事名	工種 ・等級	予定価格 (税抜) (円)	当初契約額 (税抜) (円)	落札 率	契約の 相手方	応札 者数	総合 評価	工事 担当	備考

指名競争入札

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

工事名	工種 ・等級	予定価格 (税抜) (円)	当初契約額 (税抜) (円)	落札 率	契約の 相手方	応札者数	工事担当	備考

随意契約

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

工事名	工種 ・等級	予定価格 (税抜) (円)	当初契約額 (税抜) (円)	落札 率	契約の 相手方	随意契 約理由	見積 者数	工事 担当	備考

(注) 設計額 250 万円以下のものは含まない。

別紙様式第3号

指名停止等措置状況一覧表

指名停止 件

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

業者名	本社所在地	指名停止期間	該当事項	措置の理由
		年 月 日～年 月 日 (月)		

警告 件

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

業者名	本社所在地	該当事項	措置の理由

注意 件

(期間 年 月 日～ 年 月 日)

業者名	本社所在地	該当事項	措置の理由

(注) 該当事項の欄には、県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日付け建振第281号）のうち該当するものを記入する。